

当会会員の逮捕についての会長談話

本日、当会会員が業務上横領の容疑で逮捕されたとの情報がありました。

事件の概要は、成年後見人の立場を利用して本人の預金を私的に用いていたというものです。

事実関係の詳細については、今後の捜査と裁判を待つこととなりますが、司法書士は、身近なくらしの法律家として、市民からの信頼を基礎に日々業務を行っているものであり、今回の情報が真実であれば、それは、その大切な信頼を裏切るものとして、到底許しがたいこととあります。

また、当会では、平素から会員に対して研修受講を義務づけ、倫理にまつわる情報を発信するなどし、会員の倫理意識の向上と不祥事の防止に努めているところ、このような司法書士の社会的信用を失墜させる事態が起こったことは、慚愧の念に堪えません。

当会といたしましては、今回の事件を重く受け止め、再発防止のため、会員の倫理意識の一層の啓発に努め、市民の司法書士に対する信頼を確保するべく会としての責任を果たしていきたいと考えております。

2015年（平成27年）1月28日
大阪司法書士 会長 中谷 豊重